

社会的価値の実現に資する取組の評価基準

評価項目	確認書類
環境に配慮した事業活動	ISO14001又はエコアクション21のいずれかの承認を受けている。 ISO14001又はエコアクション21の登録証の写し
障がい者等への就業支援	障がい者雇用状況の報告義務がある事業主で、障がい者法定雇用率を達成している。（障がい者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も、加点対象とする。） ・障がい者雇用状況報告書の写し※3 ・雇用が確認できるものの写し及び障がい者手帳の写し※4
	名古屋保護観察所に協力雇用主として登録を受け、保護観察対象者等（同一人）を継続して3箇月以上雇用している。（※1：協力雇用主の登録のみ） 協力雇用主の登録証明書、名古屋保護観察所が証明した「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」※5
男女共同参画社会の形成	あいち女性輝きカンパニーの承認を受けている。（※2：女性の活躍促進宣言のみ） 女性活躍促進宣言の提出に係る受理書、あいち女性輝きカンパニーの認証書
仕事と生活の調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けている。 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録証

- ※1 「協力雇用主の登録」は受けているが、保護観察対象者等を雇用していない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与します。
- ※2 あいち女性輝きカンパニーの認証を受けるための要件の一つである「女性の活躍促進宣言」は提出しているが、当該認定を受けていない場合には、本項目に設定する配点の2分の1に相当する点数を付与します。
- ※3 障がい者の雇用の促進等に関する法律、同施行令同施行規則の関係規定により定められた、法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数以上の労働者を雇用している事業主に対して、障がい者の雇用状況の報告が義務付けられています。報告義務があり法定雇用率を達成している場合は、それを証明する書類として、公共職業安定所に報告した「障がい者雇用状況の報告書」を確認します。
- ※4 報告義務のない事業主の場合は、雇用が確認できるもの（健康保険被保険者証等）の写しと、障がい者手帳の写しを確認します。
- ※5 雇用の実績については、名古屋保護観察所が証明した以下の要件を満たす「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」の写しを確認します。
- 保護観察対象者等（同一人）の雇用期間が、申請日時点で連続して3箇月以上あること。
 - 保護観察所の証明日が、公告日前1年以内であること。
- ※証明書の様式は、ホームページからダウンロードできます。